

郵送による戸籍に関する証明交付申請書

本籍が鎌ヶ谷市にある方の戸籍のみ請求できます

鎌ヶ谷市長 あて

請求日： 年 月 日

①申請者

氏名	フリガナ	日中連絡先	— —
	(署名)		
住所			
②からみた関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注：その他の申請者は、原則として本人署名の委任状が必要になります。)

②どなたの証明が必要ですか

氏名	<input type="checkbox"/> 同上	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
				年 月 日
本籍地	鎌ヶ谷市		筆頭者生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
	筆頭者氏名			

(注：筆頭者は戸籍の最初に書かれている人。死亡していても変わりません。)

③何が必要ですか

<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明／謄本(450円) 通	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（全員分）(300円) 通
<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明／抄本(450円) 通	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（個人分）(300円) 通
<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明／謄本(750円) 通	戸籍の附票の本籍・筆頭者の記載 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明／抄本(750円) 通	
<input type="checkbox"/> 改正原戸籍謄本（750円） 通	<input type="checkbox"/> 身分証明書 通
<input type="checkbox"/> 改正原戸籍抄本（750円） 通	<input type="checkbox"/> その他の証明書 <small>(注：必要な証明の内容を下に記入してください)</small> 通

最近2週間以内に戸籍届出をした方は記入して下さい。

年 月 日に () 届を () 市区町村へ提出

④使いみちは何ですか

使用目的・提出先 <small>(具体的に書いてください)</small>	
--	--

- ◎ この「申請書」と「返信用の封筒」「手数料」「身分証明書等の写し」を同封してください。
「返信用の封筒」にはあて先を明記し、切手を貼っておいてください。
「手数料」は、**定額小為替**（郵便局でお求めください）を同封してください。
（注：定額小為替には何も記入しないでください）
「身分証明書等の写し」とは、運転免許証、健康保険証など「本人確認の書類」のコピーです。詳細は以下「本人確認の書類とは」をご覧ください。

その他、不明な点は市民課にお問い合わせください。電話047-445-1141

鎌ヶ谷市役所 市民課

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

◎本人確認の書類とは

① 次のもの1点（有効期限のあるものは、期限内のものに限る。）

運転免許証、パスポート、個人番号（マイナンバー）カード、写真つき住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カード、その他官公署が発行した顔写真つき免許証、許可証または資格証明書など

② ①のものが提示できないとき（有効期限のあるものは、期限内のものに限る。）

次の【ア】のもの2点、または【ア】のもの1点+【イ】のもの1点

【ア】健康保険証、介護保険被保険者証、年金証書、写真なし住民基本台帳カード、その他法令の規定に基づき交付された書類であって氏名、生年月日等が記載されている証明書など

【イ】学生証、社員証、法人が発行した身分証など

◎説明

除籍とは

その戸籍内の人婚姻や死亡などにより全員が除籍された場合や、本籍を移した（転籍）場合の「消除された戸籍」のことをいいます。

改製原戸籍とは

法令の改正等によって戸籍の様式を書き替えた場合の「従前の戸籍」のことをいいます。昭和23年、昭和32年の改正による改製原戸籍（昭和改製原戸籍）と、戸籍のコンピューター化による改製原戸籍（平成改製原戸籍）があります。鎌ヶ谷市は平成11年10月2日にコンピューター化しました。

戸籍の附票

その戸籍が編製されてからの在籍者の住所の移り変わりが記録されているものです。鎌ヶ谷市は平成11年10月2日に戸籍のコンピューター化に伴い、附票も改製しました。改製前の附票は発行できません。